

ジェトロ・クアラルンプール主催ウェビナー 『マレーシアの短期経済回復計画（税務関連を中心に）』

2020年7月3日（金） 14時（マレーシア時間）～

主催：ジェトロ・クアラルンプール事務所

講師：加藤 芳之氏（Managing Director, Kato Business Advisory）

司会：田中 麻理（ジェトロ・クアラルンプール事務所）

＜本日のアジェンダ＞

1. 開会挨拶、ウェビナー参加のご留意事項、講師のご紹介
2. マレーシア政府がこれまでに発表した景気刺激策について（ジェトロ）
3. 「短期経済回復計画」の税務に関する施策解説・質疑応答（加藤講師）
4. ジェトロからのご案内（新型コロナウイルス関連無料ご相談窓口）

※本日のウェビナーの録画、資料は後日ジェトロウェブサイトに掲載します。

講師紹介



講師：

加藤 芳之 氏（日本国公認会計士）

Managing Director, Kato Business Advisory

（ジェトロ 税務・会計プラットフォームコーディネーター）

<ご紹介>

これまで20年以上マレーシアにて税務・会計業務を手掛け、数多くの日系企業への相談対応実績を持つ。現地関連部局、政府機関、地場企業等との豊富な人脈を活かした実践的なアドバイスで日系企業を支援。

<略歴>

1968年	兵庫県尼崎市生まれ
1987年	関西学院大学商学部入学
1990年	公認会計士2次試験合格
1990年	監査法人トーマツ大阪事務所 パート入所（学生のため）
1991年	関西学院大学商学部卒業
1991年	監査法人トーマツ大阪事務所 正式入所
1994年	公認会計士3次試験合格
1995年	デロイトニューヨーク研修
1997年	マレーシア駐在（デロイトトウシュトーマツ・マレーシア）
2002年	監査法人トーマツ大阪事務所へ帰任 海外投資コンサルティング業務に従事
2004年	監査法人トーマツ大阪事務所 退所
2005年	デロイトトウシュトーマツ・マレーシア入所 シニアダイレクターとして日系企業を担当
2007年	ラッセルベッドフォード入所 ラッセルベッドフォードマレーシアJSGのMDに就任
2019年	加藤ビジネスアドバイザリー設立 現在に至る

マレーシア政府が発表した これまでの景気刺激策について

政府の移動制限		1日当たりの 平均感染者数
3/18-3/31	移動制限令 (MCO) フェーズ1	148人/日
4/1-4/14	移動制限令 (MCO) フェーズ2	157人/日
4/15-4/28	移動制限令 (MCO) フェーズ3	72人/日
4/29-5/12	移動制限令 (MCO) フェーズ4	65人/日
5/13-6/9	条件付き移動制限令 (CMCO)	57人/日
6/10-8/31	回復移動制限令 (RMCO)	17人/日 ※6/25までの 平均

政府の景気刺激策	
2/27	景気刺激策パッケージ第1弾 <200億リンギ相当> 観光業向け支援、法人税納税延長、電 気代の値下げ など
3/27	景気刺激策パッケージ第2弾 <2,300億リンギ相当> 貸金補助、EPFの繰延・再編、HRDF の6カ月免除 など
4/6	景気刺激策パッケージ第3弾 <100億リンギ相当> 貸金補助拡充、中小企業向け支援策 など
6/5	短期経済回復計画 <350億リンギ相当> 貸金補助再拡充、製造業の投資インセ ンティブ など

短期経済回復計画 （“PENJANA”）

3 JULY 2020



1. インセンティブ 海外製造拠点の移転

新会社設立

PENJANA:

- 10年間 0%税率 (投資額: RM300~RM500Mil)
- 15年間 0%税率 (投資額: RM500Mil超)

- ✓ 通常の法人税率 - 24%
- ✓ 中小企業の法人税率 - 最初のRM600,000に対して17% **
(2020年度以降)

** 税務上の中小企業の定義:

- RM2.5Mil以下の払込資本金
 - 当該会社だけではなく、グループ会社全ての資本金がRM2.5Mil相当額以下である必要がある
- 総事業所得がRM50Mil未満など。。

- 発効: 2020年7月1日~2021年12月31日
- 適格基準:
 - a) 承認日から3年以内に新規設備投資
 - b) 承認日から1年以内にマレーシアへ事業移転し、事業を開始
- MIDAから詳細条件が発表される予定



2. インセンティブ 海外製造拠点の移転



既存会社

PENJANA:

5年間 100%の投資控除(「ITA」)
(300Milを超える投資額が必要)

- ✓ 適格資本的支出(工場建屋、プラント、機械等)の100%を所得控除
 - 通常のITAは60%だけ
- ✓ 当該年度の法定所得の70%が限度
 - 特別な条件を満たすと100%
 - 未控除分は繰り越し可能

- 発効: 2020年7月1日～2021年12月31日
- 適格基準:
 - a) 承認日から3年以内に新規設備投資
 - b) 承認日から1年以内にマレーシアへ事業移転し、当該事業を開始
- MIDAから詳細条件が発表される予定



3. 特別再投資控除 (“RA”)

現在:

RA は:

- 適格資本支出の60%を所得控除
(15年連続)
- 法定所得の70%が限度
(特別な条件を満たすと100%も可能)
- 以下のプロジェクトが条件:
 - 拡張
 - 近代化
 - 自動化
 - 多様化

(製造会社向けで、事業開始から少なくとも36か月経過している必要がある)



2016年度予算:

特別RA:

- 適格資本支出の60%を所得控除
(2016~2018年度のみ)
- RAインセンティブ期間の15年間が終了し、YA2016からYA2018の間、再投資を継続する企業へ特別RA



新たなRA: 製造業及び特定農業

PENJANA:

- 適格資本支出の60%を所得控除
(発効: YA2020~YA2021)



3. 特別再投資控除 (“RA”)

RAの計算例:

- J社による適格資本支出(拡張プロジェクト用の新機械): **RM200,000**
- 2020年度の法定所得: **RM150,000**
- J社は非中小企業(法人税率@ 24%)

2020年の課税計算(YA2020):

	<u>RAを使用</u>	<u>RAなし</u>
法定所得	RM150,000	RM150,000
マイナス: - RA (60% X RM200,000 = RM120,000)		
- 70%の制限 (70% X RM150,000)	(RM105,000)	-
	-----	-----
課税所得	RM45,000	RM150,000
	-----	-----
法人税率@ 24%	RM10,800	RM36,000
	-----	=====
未控除RAの繰り越し (RM120,000 – RM105,000)	RM15,000 (注意)	
	=====	

(注意 : YA2019以降、未控除RAは最大7年間しか繰り越すことができなくなった)

4.魅力的なホライ ズンマレーシア

PENJANA :

- プロジェクト加速・調整ユニット (Project Acceleration & Coordination Unit「PACU」) の設立
 - さまざまな段階での製造プロジェクトの迅速な実施

PENJANA :

- 国内投資戦略基金の充実 (マレーシア資本60%以上)
 - 新規投資のための企業への2回目の助成

PENJANA :

- センシティブインダストリーにつき、2営業日以内に製造ライセンスを承認

PENJANA :

- ❑ SST (Sales Tax & Service Tax) の延滞に対するペナルティを半減

(発効: 2020年7月1日～9月30日までのSST支払期限分)

PENJANA :

- ❑ 事務所改修および改装のための特別控除
(上限はRM300,000)

(発効: 2020年3月1日～2021年12月31日まで)

PENJANA :

- ❑ 中小企業のテナントに賃貸料を30%割引した場合の、家主の 特別控除

(発効: 2020年4月1日～2020年9月30日まで)

PENJANA :

- ❑ 機械およびICT機器の加速度償却

(初年度償却- 20%、年次償却- 40% → 2年償却)

(発効: 2020年3月1日～2021年12月31日まで)



5. 企業の財政ストレスの援助





6. 新規ビジネスの 奨励

PENJANA :

- 年間RM20,000を上限とする税額控除を3年間認める
 - 新設中小企業が、2020年7月1日から2021年12月31日までの間に事業活動を開始した場合

PENJANA :

- 2020年7月1日から2021年6月30日の間に実行された合併買収のSMEに対する印紙税免除



7. 賃金助成プログラム WAGE SUBSIDY PROGRAMME (WSP)

2020年3月27日の最初の発表：

- ❑ 企業規模に応じて、従業員1人あたり月額RM600からRM1,200を雇用主に支給する補助金
- ❑ 期間：3ヶ月（2020年4月1日から）
- ❑ 詳細については、以下のWebサイトを参照 (www.perkeso.gov.my)

PENJANA：

- WSP がさらに3か月延長される
- 雇用主は月額RM600の追加補助金（従業員数200人まで）
- 新たに以下の状況下でも認められるようになる：
 - a) 週当たり労働時間/給与を削減
 - b) 無給休暇を取得する従業員

(注：(b)の場合：

- 従業員は直接補助金を受け取る権利がある
- MCO期間中の営業が許可されていない企業および観光産業のみに適用



8. SOCSO インセンティブプログラム

- 「PenjanaKerjaya」の下で雇用の見通しを高め、雇用主間の雇用創出を促進
- 申込みは2020年6月15日から
- 詳細については、以下のWebサイトを参照
(www.perkeso.gov.my)

PENJANA :

A. 新規採用を行う雇用主へのインセンティブ(最大6ヶ月) :

研修生	若年層	月額RM600
失業者	40歳未満	月額RM800
失業者	40歳以上または障害者	月額RM1,000

PENJANA :

B. 移動のための支援(1回きり) :

- RM600 (片道100km超)
- RM1,000 (サバ/サラワクと半島マレーシア間の移動)

C. 雇用された従業員1人あたり最大RM4,000のトレーニング支援



9. FWA
フレキシブル・ワー
ク・アレンジメント

PENJANA :

- 1) 既存のFWAを実施・強化する企業のための追加控除(法人税)

(該当費用の詳細に関する発表はまだ無い)

PENJANA :

- 2) 雇用主から受け取る携帯電話、ノートブック、タブレットにつき、RM5,000まで免税(個人所得税)

(発効: 2020年7月1日)

PENJANA :

- 3) 携帯電話、ノートブック、タブレット購入につき最大RM2,500の

所得控除(個人所得税)

(発効: 2020年6月1日)



10. インセンティブ 乗用車



PENJANA :

- 現地組立車に対する売上税免除
- 輸入車に対する50%の売上税免除
(発効:2020年6月中旬～12月31日)



11. COVID-19 関連費用の控除等



PENJANA :

- 以下の費用は、損金算入または税務上の減価償却の対象となる:
 - ✓ 損金算入: 使い捨て手袋、マスク、COVID-19スクリーニング検査
 - ✓ 税務上の減価償却: 赤外線カメラ、サーマルスキャナー、
その他の個人用保護具
- (発効: 2020年12月31日まで)

12. Eコマース・キャンペーン(マレーシア資本の中小企業・マイクロSMEのみ)



PENJANA :

- ビジネスのデジタル化に向けたマイクロSMEおよびSMEへの 1億4,000万リングットの助成：
 - a) オンボードトレーニング
 - b) 販売者補助金
 - c) セールスサポート
- 農業及び水産業者のキャンペーンへの参加が勧められる

(発効:2020年6月中旬から2020年9月まで)

13. 技術デジタル導入 (マレーシア資本の中 小及び中堅企業のみ)



PENJANA :

- ❑ 通信会社との提携により、合計RM100Milの中小企業デジタル化マッチング補助金
- ❑ スマートオートメーション補助金の総額はRM100Milで、上限は 1社あたりRM1Mil
- ❑ 中小企業技術変革基金、総額RM500Milの融資(申請は2020年7月から開始)

(発効:2020年6月~9月)



14. 政府系企業や大企業による迅速な支払い

PENJANA :

- ❑ AxiataとTM(通信会社)は、一部ベンダーの支払条件を45日から14日に変更

PENJANA :

- ❑ TNB(公益事業会社)は7日間の支払いプロセスをコミット

PENJANA :

- ❑ ペトロナス(石油・ガス会社)は、ベンダーの資金繰り難を回避するため、早期支払いの取り決めを開始した

15. SMEファイナンス (マレーシア資本のみ)



PENJANA :

- COVID-19の影響を受ける重要なビジネスセクターは、：
 - 特別利率3.5%の借入が可能(1社あたり最大RM500,000)

(発効: 2020年6月中旬)

16. 観光業界ファイナンス (マレーシア資本のみ)



PENJANA :

- 観光産業における中小企業へ10億リンギットの融資
- 融資の詳細はマレーシア中央銀行により2020年7月に発表される予定

17. マイクロSME融資
フ(マレーシア資本
のみ)



PENJANA :

□ マイクロSME :

- 1) 利率3.5%の借入が可能(1社あたり最大RM50,000)

(発効: 2020年6月以降)

18. SME GOスキーム
(マレーシア資本のみ)



PENJANA :

- 中小企業銀行は、経済刺激策パッケージ2020の下、小規模政府プロジェクトを受賞したG2 & G3請負業者に資金援助

(発効: 2020年7月から)

19. SOCSO 国家雇用サービス

- 失業者の再就職を促進するため

PENJANA :

- SOCSOに基づく国家雇用サービスがアップグレードされる
：
 - 1) 求人ポータルサービスの充実
 - 2) 雇用マッチングのため民間求人サイトとのコラボレーション



20. 商品セクターへの支援



PENJANA :

100%の輸出関税免除 :

- 1) クールドパーム油
- 2) クールドパームカーネル油
- 3) 精製漂白脱臭パームカーネル油

(発効:2020年7月1日～2020年12月31日)

PENJANA :

- 「住宅保有キャンペーン2020」(Home Ownership Campaign「HOC」) :
 - 印紙税免除:譲渡証書(最初の100万リングまで)およびローン契約書(無制限)

以下に適用可能:

- a) 住宅用不動産価格がRM300,000~RM2,500,000
- b) 登録開発業者が最低10%値引き

(発効:2020年6月1日~2021年5月31日までに実施されたSPA)

21. 不動産セクターへのインセンティブ

PENJANA :

- マレーシア人による住宅処分に対するRPGT免除
- 3物件まで

(発効:2020年6月1日~2021年12月31日までの処分)

PENJANA :

- 3つ目の住宅に関する貸付マージンの70%限度額を適用せず(RM600,000以上の資産価値)

(発効: HOC期間中)



22. 観光セクター へのサポート

PENJANA :

- 2020年7月1日～2021年6月30日まで観光税を停止

PENJANA :

- 2021年6月30日まで延長されたホテルのサービス税免除

PENJANA :

- 国内観光費に対するRM1,000の個人所得税控除は、2021年12月31日まで延長

PENJANA :

- 2020年4月から2020年12月まで分割納税の延期

23. Eウォレット



- e-Walletの使用を促進する
- 18歳以上で年収がRM100,000未満のすべてのマレーシア人に適用

PENJANA :

- eウォレットユーザーへ現金価値RM50給付
 - eウォレットサービスプロバイダーが提供するバウチャー、キャッシュバック、割引による追加のRM50
 - オフライン/物理購入のみ
- (発効: 2020年7月～9月)



24. チャイルドケア 助成金

PENJANA :

- 1) モバイルチャイルドケアサービスにつき世帯あたりRM800の e/バウチャー

(発効:2020年8月末まで)

PENJANA :

- 2) チャイルドケアサービス控除はRM2,000からRM3,000に増加

(発効:YA2020~YA2021)

PENJANA :

- 3) 保育所への最大RM5,000の助成金(1回限り)

(発効:2020年12月31日までに女性・家族・コミュニティ開発省に登録要)

25. MY30 公共交通補助金



PENJANA :

- ❑ 月額RM30の無制限トラベルパス(マレーシア人のみ)
(発効: 2020年6月15日~12月31日)



26. インターネット 接続



PENJANA :

- ❑ 参加通信会社により、教育、テレビ会議、ニュース用に1日あたり1GBのフリー接続が付与(午前8時から午後6時まで)
- ❑ 政府のCOVID-19アプリケーションにアクセスするための無料の無制限のインターネット、保健省や他の政府のWebサイトへの無料アクセス
(発効: 2020年6月中旬~12月31日)

27. 社会扶助支援



PENJANA :

RM300現金(1回限り) :

- a) 障害者
- b) シングルマザー
- c) ボランティアホームヘルプサービス

(発効:2020年6月中旬～)

28. GIG エコノミー



PENJANA :

- ギグエコノミープラットフォーム(GrabFood、Food Pandaなど)に最大5,000万リンギットの補助金
- ギグプレーヤーは、従業員のため、EISおよびEPFに拠出する必要がある

(発効:2020年8月～)



PENJANA :

- グローバルオンラインワークフォース(「GLOW」)の下でマレーシア人をトレーニングし、海外クライアント向けサービス提供して収入を得るために2,500万リンギット

(発効:2020年8月～)

29. COVID-19 暫定措置法案



PENJANA :

COVID-19により導入される臨時措置法
(発効:2020年7月の国会に上程)

- 経済活動の混乱を最小限に抑える
- 特定の契約上の義務および関連 当事者(製造業者、テナントなど)の財政的苦痛から救済する

タックス・アップデート (NON-PENJANA)

3 JULY 2020



A. 法人税申告書の提出期限延長 (form C)

会計年度末	30.09.2019	31.10.2019	30.11.2019	31.12.2019	31.01.2020	29.02.2020	31.03.2020
法定申告期限	30.04.2020	31.05.2020	30.06.2020	31.07.2020	31.08.2020	30.09.2020	31.10.2020
延長された期限	31.07.2020 **	31.08.2020 **	30.09.2020 **	31.10.2020 **	31.10.2020 **	30.11.2020 **	31.12.2020 **
延長による猶予期間	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	2ヶ月

** 注 1: 2020年4月28日、「移動管理命令」により、マレーシア内国歳入庁が期限延長した

** 注 2: 延長された期限は、eファイリングとマニュアルファイリング(未払分の納税を伴う)の両方に適用される

🇯🇵 COVID-19旅行制限による国際税務問題 (IRB'S F.A.Q.)

個人所得税の居住状況

Q1

COVID-19旅行制限により、一時的にマレーシア国外に滞在する居住者

マレーシア国外に一時的に滞在する期間は、居住性の判定上、マレーシア国外滞在期間の一部を構成するものではない。

Q2

旅行制限のため一時的にマレーシアに滞在する非居住者

マレーシア国内に一時的に滞在する期間は、居住性の判定上、マレーシア国内滞在期間の一部を構成するものではない。

関連する文書と記録(旅行書類、地方自治体の旅行制限ガイドラインなど)を保管し、要求に応じてIRBに関連情報を提供する必要があります



C. COVID-19旅行制限による国際税務問題 (IRB'S F.A.Q.)

コーポレートタックスレジデンスステータス

Q3

居住会社はマレーシアで取締役会（「BOD」）を開催することができない

IRBは、すべての条件が満たされていれば、当該会社をマレーシア居住者とみなす：

- a) 会社は、前年度において居住会社である；
- b) 会社の経済状況に変化はない；
- c) 取締役が、マレーシア国外で開催されたBODに出席する（物理的な会議または電子的手段による）

Q4

非居住会社がマレーシアでBODを開催するが、マレーシア居住会社を希望しない

IRBは、すべての条件が満たされていれば、当該会社をマレーシアの非居住者とする：

- a) COVID-19旅行制限のため、同社はマレーシアでBODを開催する必要がある；
- b) 会社の経済状況に変化はない

経済状況とは、

- 会社の主な活動とビジネスモデル；
- マレーシアおよびその他の国における事業運営の性質および事業遂行
- 会社が営業している通常の間所



C. COVID-19旅行制限による国際税務問題 (IRB'S FAQ)

恒久的設立 (“PE”)

非居住会社の従業員がマレーシアに長期滞在すると、マレーシアでPE(恒久的施設)が発生する可能性がある。非居住会社は、マレーシアのPEから生じた事業所得について、マレーシアで課税することになる。

Q5

私の会社は、マレーシア居住会社ではない。COVID-19の旅行制限のために、マレーシアに一時的に従業員が滞在することは、マレーシアでのPE判定につながるか？

IRBの回答:

以下の基準を満たしている限り、従業員のそのような一時的滞在は、PEを組成しない：

- a) COVID-19旅行制限が存在する前は、マレーシアにPEがない；
- b) 会社の経済状況に変更はない；
- c) マレーシアでの従業員の一時的な滞在は、COVID-19旅行制限によるものである；
- d) COVID-19旅行制限がなければ、従業員が滞在中に行っていた活動は、マレーシア国内では行われなかった



C. COVID-19旅行制限による国際税務問題 (IRB'S FAQ)

国境を越えた雇用所得

Q6

MCOの前は、仕事のため、毎日ジョホールの自宅からシンガポールに通勤していた。MCOの関係で、一時的にジョホールの自宅で働いている。

私の収入はマレーシアで課税されるか？

IRBの回答:

以下の条件が満たされている場合、マレーシアでの一時的な仕事に係る給与所得は、マレーシアでは課税されない：

- a) マレーシアへの帰国前後で、雇用に関する契約条件に変更はない；
- b) COVID-19旅行制限による一時的な仕事のアレンジである



C. COVID-19旅行制限による国際税務問題 (IRB'S FAQ)

国境を越えた雇用所得

Q7

COVID-19の旅行制限のため、現在、一時的に海外で働いている。

当該国で課税されるか？

IRBの回答:

あなたが、通常マレーシアで雇用され、COVID-19旅行制限のため一時的にマレーシア国外で働くことになった場合、あなたはマレーシアで労働しているとみなされ、所得はマレーシアで発生したとみなされる。

したがって、当該給与所得はマレーシアで課税される。

COVID-19に対する特別な税制が、当該国の税務当局から提供されていない場合、当該国においても課税される可能性があることに注意すべき。マレーシアと租税条約を締結している国に滞在している場合、183日未満の滞在である等の条件をみたせば課税されない。

マレーシアとの租税条約がない国にいる場合、当該所得に対して二重課税が生じる可能性がある。そのような場合、1967年所得税法のs.133に基づいて、外国税額控除が申請できる可能性がある。



C. COVID-19旅行制限による国際税務問題 (IRB'S FAQ)

国境を越えた雇用所得

Q8

私は非居住者で、現在COVID-19旅行制限のため、マレーシアで働いている。
マレーシアに一時的に滞在している間、所得はマレーシアで課税されるか？

IRBの回答:

IRBは、COVID-19旅行制限のため一時的に滞在する期間中は、マレーシアで労働していないと考えられる。次の条件を満たす場合、マレーシア滞在中、海外の雇用主のために働いているものとする：

- a) 滞在期間が60日以下である **
- b) マレーシア滞在中に行った作業は、マレーシアでの業務とは関係なく、COVID-19旅行制限がなかったら海外で行われていた

(非居住者のマレーシア滞在が60日以下の場合、マレーシアで労働した非居住者の雇用所得は、1967年所得税法のスケジュール6のパラグラフ21に基づいて免税となる**)**

お問い合わせ

加藤 芳之 (かとう よしゆき)

日本国公認会計士・マレーシア公認会計士協会会員

＜主な著書＞

- 「税理士法人トーマツ編・アジア諸国の税法」 第7章 マレーシア
- 日本人商工会議所 (JACTIM) ・マレーシアハンドブック
「マレーシア税制と投資」
- THE DAILY NNA マレーシア版・隔週記事
「マレーシア税務会計実務」

＜その他の役職＞

- JETRO 税務・会計コーディネーター
- 日本人商工会議所 (JACTIM) 監事
- 同商工会議所 中小企業委員、調査委員、貿易投資委員
- 日本公認会計士協会 海外会員ネットワーク専門委員会 委員

- 法定監査
- 特別目的監査およびレビュー
- 財務諸表作成
- 財務・税務デューデリジェンス

- 法人税・個人所得税申告
- 移転価格文書化サポート
- 税務調査サポート
- 優遇税制コンサルティング

- 月次決算
- 給与計算事務代行
- 親会社への月次/年次報告書作成
- 連結パッケージ作成業務

Kato Business Advisory Sdn Bhd (1295826-X)

TEL (携帯) : +6012 371 0369

TEL (オフィス) : +603 5882 4835

メール : kato@kato.com.my

ご清聴 ありがとうございました！

- マレーシア進出日系企業向け相談窓口
＞新型コロナウイルスの影響を踏まえたビザ・許認可、労務、税務・会計、法務に関するご相談を、企業規模問わず無料で受け付けています。
https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/my_kualalumpur/info/20200521.html
- マレーシアをはじめアジア各国の新型コロナウイルスに関連した情報をアップデートしています。
<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia>

【ジェトロが提供する情報のご利用について】

ジェトロが提供する情報及び助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。